

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

年末調整関係の各種様式公表

国税庁はこのほど、「平成25年分給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」をはじめとした5種類の年末関係書類の様式を公表しました。

25年分の保険料控除及び配偶者控除の申告・26年分の扶養控除の申告ともに大きな変更は見受けられませんでした。25年分より復興特別所得税も含まれて年税額が計算されていること、給与収入額が1500万円を超えたときの給与所得控除が245万円に固定されたという点に注意が必要です。

賃上げを目指す所得拡大促進税制の拡充に注目

来年4月に消費税率を8%に引き上げることが決まりましたが、安倍首相は企業に賃上げを要請しています。賃上げを後押しするために、消費税率引上げに伴う民間投資活性化等のための税制改正大綱には、平成25年度税制改正で創設されたばかりの所得拡大促進税制が、早くも適用期限が平成30年3月末までに延長された上、適用要件が緩和・拡充されることになり、企業の注目を集めています。

現行の所得拡大促進税制は、平成25年度から3年間に限って、一定の要件を満たし給与等支給総額を増加させた場合、支給増加額の10%の税額控除(法人税額の10%、中小企業者等は20%が限度)ができるものです。適用要件は、①基準年度(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度)

と比較して国内雇用者の給与等総支給額が5%以上増加していること、②給与等総支給額が前事業年度以上であること、③平均給与等総支給額が前事業年度以上であること、の3つがあります。

大綱によると、①の給与等支給増加率が、現行の「5%以上」から「平成25~26年度は2%以上、27年度は3%以上、28~29年度は5%以上」に緩和されます。また、すでに平成25年度決算を終了しており、給与等支給増加率の要件が現行の5%に満たなかった企業についても、2%を満たしていれば、25年度当初にさかのぼって適用し、26年度の税額控除に上乗せできることとなります。

さらに、③に関しては、基準となる平均給与等支給額の比較対象が「継続雇用者」に変更されます。現在は相対的に高賃金の団塊世代の高齢者の退職と低賃金の若年層の採用が平均給与を減少させるため、比較対象を「国内雇用者に対する給与」から「継続雇用者に対する給与」に見直されます。新制度では、役員、退職者や再雇用者、新卒採用者を除いた継続雇用者だけで比較できることとなります。

景気回復を背景に、賃上げの機運も高まる傾向にあり、黒字企業も増えることが予想されるなか、所得拡大促進税制の適用要件の緩和によって、現行制度のハードルが低くなることで、現行制度よりも利用の可能性が広がるものとみられており、所得拡大促進税制による賃上げ効果は、現在期待されているよりも大きくなるとの見方もあります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

1. 10月分源泉所得税の納付
2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)
4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告

- 納付期限.....11月11日
申告期限.....12月2日
申告期限.....12月2日
申告期限.....12月2日